



島根県報

平成25年4月23日（火）

号外第81号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第302号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	吉田奥出雲線	雲南市吉田町吉田字杉戸450番1地先から同440番3地先まで	前	A メートル 3.00～ 3.50	67.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 仮設道設置
			後	A 3.00～ 3.50	67.00	
			B 3.00～ 7.40	69.00		
"	三刀屋佐田線	出雲市佐田町大呂1470番1地先から同番2地先まで	前	5.00～ 21.00	78.00	出雲県土整備事務所 拡幅 道路改良工事
			後	7.00～ 27.00	78.00	

島根県告示第303号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田奥出雲線	雲南市吉田町吉田字杉戸450番1地先から同440番3地先まで	メートル 69.00	平成25年 4月23日	雲南県土整備事務所	
〃	三刀屋佐田線	出雲市佐田町大呂1470番1地先から同番2地先まで	78.00	平成25年 4月23日	出雲県土整備事務所	
〃	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本1895番地先から同1901番4地先まで	103.00	平成25年 4月23日	県央県土整備事務所	